

2-8 人権を取り巻く課題

— 社会情勢の変化に対応して —

■ 施策の基本的方向（なごや人権施策基本方針の再掲）

| 主な施策 | 基本的方向 |
|-------------------------|--|
| インターネットの適正な利用とプライバシーの保護 | インターネットによるひぼう中傷や差別を助長する表現などに関し、国や愛知県などの関係機関との連携・協力により解決に向けて取り組むとともに、プライバシーの保護やインターネットの適正な利用に向けた啓発を実施します。 |
| 地域防災力の向上 | 「地区防災カルテ」を活用した話し合いにおいて、地域における防災活動を検討し、推進するとともに、自主防災組織ごとの防災活動を支援し、町内会や自治会単位での活動を活性化することで、要配慮者を含む地域住民の安否確認や避難誘導などを推進してまいります。 |
| 避難対策・避難生活支援の推進 | 高齢者、障害者、乳幼児、外国人や女性など多様な避難者に応じた適切な避難行動を促すための情報伝達手段の充実をはかるとともに、避難先の指定避難所においても、男女平等参画の視点を取り入れ、多様な避難者への思いやりを持ち、プライバシーなどの人権にも配慮した避難所運営の支援に取り組めます。 |

■ 事業および事業内容等

| 施策 | 事業名 | 事業概要 | 所管 | 再掲 |
|-------------------------|-------------------------------|--|---------|----|
| インターネットの適正な利用とプライバシーの保護 | インターネット上の人権侵害の解決に向けての対応 | インターネットを利用した差別的情報の流布などによる人権侵害に関して、国や愛知県などの関係機関と情報交換や解決に向けての調整を実施するとともに、インターネット上の人権侵害の防止を目的とした啓発を実施 | スポーツ市民局 | |
| | 名古屋市情報あんしん条例に基づく情報の適正な保護および管理 | 本市の保有する情報の保護および管理に関する基本的仕組みを定めた名古屋市情報あんしん条例の目的に従い、安全対策を講じて、情報の適正な保護および管理を実施 1 継続的で着実な情報保護対策の実施 2 情報審査委員会の審査の充実 3 情報の保護管理状況の点検・改善の継続実施 | 総務局 | |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------|--|------------------|-----|
| インターネットの適正な利用とプライバシーの保護 | 個人情報保護制度の運営 | 市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、本人の求めに応じて個人情報を開示するなど情報の適切な運用を推進 個人情報保護審議会（12回）および個人情報保護審議会小委員会を開催予定 | スポーツ市民局 | |
| | 民間事業者の個人情報保護 | 個人情報の保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施 | | 1-4 |
| 地域防災力の向上 | 地区防災カルテを活用した防災活動の推進 | 地域の災害リスクや防災活動の実施状況等を整理した地区防災カルテを活用し、地域住とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等）を検討し、推進 | 防災危機管理局 | |
| 避難対策・避難生活支援の推進 | 災害時の情報収集・伝達手段の充実 | 災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難勧告や大津波警報などの緊急情報を伝達 | 防災危機管理局 | |
| | 性別に配慮した避難所運営 | 性別に配慮した避難所を運営するため、避難所運営マニュアルに基づき、市民参加型の訓練を実施するとともに、性別に配慮した災害救助物資を備蓄します。 | | |
| | 要配慮者の避難場所の充実 | 避難所の通常の居住スペースでは生活に支障がある要配慮者の方に避難生活を送っていただく福祉避難スペースを周知するとともに、福祉避難スペースでの生活も困難な方などに避難いただく福祉避難所について、事業者に協力を呼び掛け、指定数の増加を図るなど、要配慮者の避難場所の充実を図ります。 | 防災危機管理局 健康福祉局 | |

| | | | | |
|----------------|---------------------|--|---------|-------------------------------------|
| 避難対策・避難生活支援の推進 | ボランティア制度の運営等 | 大規模な災害発生時に外国人被災者を支援するため、災害語学ボランティアを募集・登録し、避難所などに派遣 | 観光文化交流局 | 2-6 |
| | 外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業 | 外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施。 ・外国人防災啓発事業 年5回実施 | | 1-3 2-6 |
| | | 外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業 | | 災害発生時に備えて、外国人被災者に対する情報提供などの体制づくりを実施 |
| | | 外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等で活躍する在住外国人の登録派遣を行う「NIC 防災サポーター制度の管理・運営」を行う | | 1-3 2-6 |